

株式交換に関する事前開示書類

(株式会社シティー・ロードとの株式交換について)

2026 年 9 月 9 日

株式会社日本創発グループ

2026 年 9 月 9 日

株式交換に関する事前開示書類

(株式会社シテイー・ロードとの株式交換について)

東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

株式会社日本創発グループ

代表取締役 藤田 一郎

当社は、2026 年 7 月 3 日付で、株式会社シテイー・ロード（以下、「シテイー・ロード」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2026 年 10 月 2 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、シテイー・ロードを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うこととしました。本件株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

1 株式交換契約の内容

別紙 1「株式交換契約書（写）」のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。

3 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3「シテイー・ロードの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式取得による株式会社新和製作所の子会社化

日本創発グループは、株式会社新和製作及びその完全子会社であるムサシパッケージ株式会社の株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社新和製作所
取得株式数	300,000 株
取得価額	2,523 百万円
取得した議決権比率	100.00%
株式譲渡実行日	2026 年 1 月 7 日

② 簡易株式交換による望月印刷株式会社の完全子会社化

日本創発グループは、2026 年 2 月 24 日開催の取締役会において、日本創発グループを株式交換完全親会社、望月印刷株式会社（以下「望月印刷」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換の要旨

1. 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2026 年 2 月 24 日
株式交換契約締結	2026 年 2 月 24 日
株式交換の予定日（効力発生日）	2026 年 3 月 30 日

（注）日本創発グループは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本株式交換の方式

日本創発グループが株式交換完全親会社、望月印刷が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本創発グループ (株式交換完全親会社)	望月印刷 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.6
本株式交換により交付する株式数	日本創発グループ普通株式：102,400 株	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

望月印刷の株式 1 株に対して、日本創発グループの株式 1.6 株を割当て交付しました。

なお、日本創発グループが本株式交換により交付する普通株式は、日本創発グループが保有する自己株式 102,400 株を充当し、新株式の発行は行いません。

4. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

望月印刷は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

③ 株式取得によるエクセルパック・カバヤ株式会社の子会社化

日本創発グループは、エクセルパック・カバヤ株式会社の株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	エクセルパック・カバヤ株式会社
取得株式数	100,000 株
取得価額	2,015 百万円
取得した議決権比率	100.00%
株式譲渡実行日	2026 年 4 月 3 日

④ 株式取得による株式会社イムラサンプルの子会社化

日本創発グループは、株式会社イムラサンプルの株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社イムラサンプル
取得株式数	140,000 株
取得価額	67 百万円
取得した議決権比率	100.00%
株式譲渡実行日	2026 年 4 月 9 日

⑤ 自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による自己株式の買付

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行

2. 取得の方法

2026 年 5 月 20 日の終値 542 円（最終特別気配を含む。）で、2026 年 5 月 21 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）において買付の委託を行いました（その他の取引制度や取引時間への変更は行っておりません）。

3. 取得の内容

a 取得対象株式の種類	当社普通株式
b 取得した株式の総数	645,100株 (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：1.36%)
c 取得価額	349,644,200円（1株につき542円）
d 取得日	2026年5月21日
e 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付

⑥ 株式取得による株式会社脇田コウキ製本の子会社化

日本創発グループは、株式会社脇田コウキ製本の株式を引き受けることにより同社
を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社脇田コウキ製本
取得株式数	9,700 株
取得価額	294 百万円
取得した議決権比率	97.00%
株式譲渡実行日	2026 年 8 月 17 日

6 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式交換契約書（写）

株式交換契約書

2026年7月3日

株式会社日本創発グループ

株式会社シテイー・ロード

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および 株式会社シテイー・ロード（以下「乙」という。）は、2026 年 7 月 3 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社シテイー・ロード

住所：東京都千代田区外神田四丁目 8 番 5 号

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、2026 年 7 月 3 日付、甲及び坂上淳並びに山根正仁との間で締結された「株式譲渡契約書」に基づき、甲による坂上淳及び山根正仁が所有する株式の譲渡が成立していることを前提に、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に 26.16 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 26.16 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 4 条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を

消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月2日とする。
ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項ただし書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力

を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 7 月 3 日

甲 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎

乙 東京都千代田区外神田四丁目 8 番 5 号
株式会社シテイー・ロード
代表取締役 坂上 淳

別紙 2 交換対価の相当性に関する事項

本件株式交換における交換対価の相当性に関して、下記の通り判断しました。

1 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 株式交換に係る割当ての内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がシテイー・ロードの発行済普通株式（但し、当社が有するシテイー・ロードの株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるシテイー・ロードの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、シテイー・ロードの普通株式に代わる金銭等としてシテイー・ロードの各株主（但し、当社を除く。）の所有するシテイー・ロードの普通株式の合計数に 26.16 を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	シテイー・ロード (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	26.16
株式交換により交付する株式数	普通株式：392,400	

(注) 当社は、本件株式交換によりシテイー・ロード株式 15,000 株に対して、当社普通株式 392,400 株を割当て交付いたしますが、当該割当て交付する当社普通株式は当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

※ なお、シテイー・ロードは 2026 年 5 月 21 日付で普通株式 1 株につき 1000 株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が 20 株から 20000 株へ増加しております。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社 F Y D (以下、「F Y D」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。

F Y D は、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。一方シテイー・ロードの株式については、非上場会社であることを勘案し、修正簿価純資産法を採用して算定を行っております。

F Y D による当社株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	シテイー・ロード	株式交換比率
市場株価法	修正簿価純資産法	22.44～29.94

なお、市場株価法 については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、2026 年 6 月 26 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値平均を採用しました。

F Y D は、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。F Y D の株式交換比率の算定は、2026 年 6 月 26 日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

② 算定の経緯

当社とシテイー・ロードは、F Y D による株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

F Y D は、当社及びシテイー・ロードの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断しました。

2 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断しました。

- ① 増加する資本金の額 0 円
- ② 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 増加する利益準備金の額 0 円

別紙3 シテイー・ロードの最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

(第 35 期)

自 令和 7年 1月 1日

至 令和 7年12月31日

株式会社シティーロード

貸 借 対 照 表

(1 ページ目)

企業名 株式会社シティー・ロード

2025 年 12 月 31 日 現在

<資産の部>		<負債の部>	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	178,630,583	買掛金	33,014,939
受取手形	8,045,241	未払費用	2,427,092
売掛金	26,779,064	通常の取引に関連して発※08	
売買目的有価証券及び1※01		未払金	697,930
有価証券	500,000	未払法人税等	1,008,100
たな卸資産	1,140,809	預り金	5,341,817
仕掛品及び半成品		その他の負債で1年以内に※09	
仕掛品	1,140,809	仮受金	247,500
前払金	60,054	流動負債	42,737,378
前払費用	69,080		
その他の資産で1年以内に※02		<負債>	42,737,378
未収入金	62,050		
未収消費税等	3,700	<純資産の部>	
立替金	248,422		
仮払金	85,315	【株主資本】	
前払保険料	23,884,788	資本金	10,000,000
流動資産に属する資産に※03		利益剰余金	
貸倒引当金	▲200,000	その他利益剰余金	
流動資産	239,309,106	繰越利益剰余金	202,980,655
		その他利益剰余金	202,980,655
【固定資産】		利益剰余金	202,980,655
有形固定資産		株主資本	212,980,655
建物及び暖房、照明、※04			
建物附属設備	116,766	<純資産>	212,980,655
有形固定資産	116,766		
無形固定資産			
ソフトウェア	1,731,056		
その他の無形資産で流※05			
施設利用権	633,334		
無形固定資産	2,364,390		
投資その他の資産			
関係会社株式その他流※06			
投資有価証券	5,399,207		
出資金			
出資金	160,000		
前各号に掲げられるも※07			
保険積立金	4,861,823		
差入保証金	633,334		
敷金	2,362,950		
配当金積立金	510,457		
投資その他の資産	13,927,771		
固定資産	16,408,927		
<資産>	255,718,033	<負債純資産>	255,718,033

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。

※ : 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

損 益 計 算 書

(1 ページ目)

企業名 株式会社シティー・ロード

自 2025 年 01 月 01 日 から
至 2025 年 12 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
【営業活動による収益】		
売上高		
売上高		272,678,428
【営業活動による費用・売上原価】		
営業活動による費用・売上原価の内訳		
期首仕掛品	10,000	
当期外注費	183,159,825	
期末仕掛品	1,140,809	
【売上総利益又は売上総損失 (△)】		90,649,412
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	33,739,200	
賞与	3,792,400	
福利厚生費	472,780	
交際費	705,682	
通信費	1,360,224	
租税公課	128,227	
減価償却費	1,015,406	
保険料	17,410,633	
法定福利費	7,559,689	
顧問料	1,400,000	
業務委託費	631,400	
支払手数料	1,544,057	
地代家賃	4,141,800	
寄付金	30,000	
水道光熱費	569,433	
事務用消耗品費	474,148	
会議費	271,445	
諸会費	409,652	
旅費及び交通費	2,917,488	
給料手当	24,860,965	
リース料	681,830	
車両関係費	787,625	
備品消耗品	241,261	
保守料	632,940	
現場消耗品	308,433	
採用教育費	11,364	
新聞図書費	3,500	
【営業利益又は営業損失 (△)】		▲15,452,170

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※ : 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

損 益 計 算 書

(2 ページ目)

企業名 株式会社シティー・ロード

自 2025 年 01 月 01 日 から
至 2025 年 12 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
【営業外収益】		
受取利息	100,671	
受取配当金	72,198	
雑収入	22,818,430	
営業外収益		22,991,299
【営業外費用】		
雑損失	643,419	
支払利息割引料	183,809	
繰延資産償却	100,000	
営業外費用		927,228
【経常利益又は経常損失（△）】		6,611,901
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	80,000	
特別利益		80,000
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）】		6,691,901
【法人税等】		1,435,900
法人税等	1,435,900	
【当期純利益又は当期純損失（△）】		5,256,001

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※ ： 科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

企業名 株式会社シティー・ロード

単位：円

[illegible]

個 別 注 記 表

注記表

継続企業の前提に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年 4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法）を採用しています。(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく 法定繰入率により計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。(2) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）
20株